

1. 議事日程

(総務文教常任委員会)

令和5年 6月 23日
午前10時00分 開会
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査 (総務部関係)

①議案第54号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

(2) 所管事務調査 (企画部関係)

①安芸高田市都市計画マスタープラン 立地適正化計画

②安芸高田市公共交通計画

(3) 報告事項 (企画部関係)

①2022年度ふるさと納税の実績について

(4) 議案審査 (消防本部関係)

①議案第60号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

(5) 議案審査 (教育委員会関係)

①議案第61号 安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(6) 所管事務調査 (教育委員会関係)

①学校規模適正化推進事業について

②安芸高田市歴史民俗博物館の管理費について

(7) 報告事項 (教育委員会関係)

①学校規模適正化推進事業の進捗状況について

3、陳情・要望等審査

(1) 会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書について

(2) 少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2024年度政府予算への意見書提出に関する陳情

4、その他

(1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	芦 田 宏 治	副委員長	山 本 数 博
委員	南 澤 克 彦	委員	田 邊 介 三
委員	先 川 和 幸	委員	熊 高 昌 三
委員	秋 田 雅 朝	委員	大 下 正 幸

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(24名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	高藤誠
企画部長	高下正晴	市民部長	内藤道也
建設部長	河野恵	消防長	近藤修二
教育次長	柳川知昭	教育参事	和田治子
総務課長	新谷洋子	政策企画課長	佐々木満朗
地域営農課長	稲田圭介	管理課長	神田正広
予防課長	逸見飛鳥	教育総務課長	内藤麻妃
生涯学習課長	児玉晃	政策企画課課長補佐	安田勝明
予防課課長補佐	大野法希	政策企画課企画調整係長	下瀬秋穂
政策企画課地方創生推進係長	戸田邦昭	予防課予防係長	藤原祐介
市民文化センター館長	五島裕子	歴史民俗博物館副館長	秋元哲治

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主任主事	山口渉

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開会

- 芦田委員長 ただいまの出席議員は8名でございます。  
定足数に達しておりますので、これより第6回総務文教常任委員会を開会いたします。  
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、6月12日開会の本会議において付託のあった3件の議案審査、4件の所管事務調査、2件の報告事項、2件の陳情・要望等の審査を行います。  
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。  
石丸市長。
- 石丸市長 このたび、ようやく正しい手順を踏んで委員会で調査が始まりました。時間はかかりましたが、この前進を大変喜ばしく思っています。  
最も、最後の報告まで完成せねば意味がありません。その意味において、委員会、議会本来の機能を一刻も早く正常化させていただくよう求めています。  
今日はどうぞよろしくお願ひします。
- 芦田委員長 それでは議事に入ります。  
これより総務部に係る議案審査を行います。議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。  
稲田地域営農課長。
- 稲田地域営農課長 それでは、本案第1条について御説明させていただきます。  
説明資料1ページ上段を御覧ください。  
手数料のうち、農地保有合理化事業手数料の項目を削除します。これは、農業経営基盤強化促進法の一部改正により農地中間管理事業が発足され、農地保有合理化事業が廃止されるためです。  
続いて、管理課から説明いたします。
- 神田管理課長 本案の第2条について説明いたします。  
まず、説明資料を御覧ください。  
2021年7月の熱海での土砂災害を踏まえて、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称、盛土規制法が強化され、その事務の一部が広島県から市町に移譲されることとなりました。この許可等に要する手数料をこの条例改正で定めるものです。  
対象となる範囲は、安芸高田市全域になります。  
議案書の4ページと5ページをお開きください。  
本件の手数料は4段に分かれています。4ページの2段は宅地造成に関するもの、5ページの2段は特定盛土等に関するものです。法令の根拠条文が異なるため、宅造と特定盛土に分かれています。実質的には同じ内容の業務でございます。手数料も同じです。  
金額等の詳細は、議案及び説明資料を御覧ください。

- 以上で、議案の説明を終わります。
- 芦田委員長 以上で説明を終わります。  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 説明資料の盛土規制法の2番、許可対象のところでは1から6まで詳細があるんですけども、この盛土で高さが1メートル超（2メートル超）と括弧書きで、それぞれ1メートルのものが2メートル超とか、2メートルのものが5メートル超とあるんですけども、この括弧書きの意味はどのように解釈したらよいのか教えていただけますでしょうか。
- 芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
神田課長。
- 神田管理課長 この高さに関する括弧書きは、その面積や条件に応じては2メートルになる場合もありますということで、細かいことをこちらに記載するのが適当でないと思いましたので、そのように表現させていただきました。条件によっては2メートルになるということでございます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 芦田委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議案第54号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 芦田委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第54号の審査を終了します。  
ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。  
~~~~~○~~~~~  
午前 10時06分 休憩
午前 10時07分 再開
~~~~~○~~~~~
- 芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
次に、所管事務調査を行います。なお、効率よく議事を進めるために、調査の順番が前後する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。  
まず、安芸高田市都市計画マスタープラン 立地適正化計画を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木政策企画課長

○佐々木政策企画課長 それでは、2023年3月に策定しました安芸高田市都市マスタープラン立地適正化計画について説明させていただきます。

安芸高田市都市マスタープラン立地適正化計画の作成に当たりましては、これまで4回、2022年3月、6月、12月、そして2023年3月、当委員会において策定経過等を報告するなど、定期的に説明を行ってきました。前回の報告では、パブリックコメント前の計画案を説明させていただいており、その後若干の文言の修正、整理を行い、2023年3月に完成しています。

このたびは、概要版によってどのような計画を作成したのかについて説明をいたします。

説明資料の1ページを御覧ください。

上段にある人口データの分析や市民アンケート調査結果等から問題点や解決すべき課題の整理を行い、2ページにあるように、目指すべき方向性を四つ整理しました。

一つ目は、コンパクトな都市の構築です。施策の方向性としては、居住や都市機能の集約、施設の適正配置を進めるものです。

二つ目は、安全・安心な居住環境の確保です。施策の方向性としては、災害リスクの低い安全な地域への居住誘導を図るとともに、インフラの整備等を行い、ハード、ソフトの双方から施策を進めるものです。

三つ目は、活力の創出です。施策の方向性としては、地域ならではの産業の活性化や地域コミュニティの強化により、地域の活力創出を図るといったものです。

四つ目は、交通アクセスの確保です。施策の方向性としては、誰もが都市機能等の目的地へアクセスしやすい環境の整備を進めるということです。

3ページを御覧ください。

本市が目指すべきまちの方向性から、まちづくりの基本理念を「未来へ 続く 安芸高田」と設定し、将来都市構造として拠点を中心に市街地を形成し、地域間を公共交通ネットワークで結ぶコンパクト プラスネットワークの実現を目指します。

4ページは、分野別方針として、全体構想の内容を踏まえ、分野別の取組方針をまとめています。

5ページから11ページまでは、地域別構想として、中心部や拠点、地域拠点エリアのコンパクトな都市構造の維持を上げ、その機能の維持を目指すこととしています。

飛びます。12ページは立地適正化計画です。

このたび、安芸高田市都市マスタープランとともに立地適正化計画も策定しています。立地適正化計画は、将来にわたって安芸高田市全体を

支えるために、吉田町中心部の機能をどのように維持し、守るかというものです。

13ページから14ページは誘導区域、誘導施設です。

人口減少の中にあって、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住誘導区域を設定しています。

さらに、医療や福祉、商業施設など都市機能施設を、吉田町中心部に時間をかけて誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図ることができるよう、都市機能誘導区域を設定しています。

15ページは、届出、勧告制度です。

立地適正化計画策定後は、誘導施設が都市機能誘導区域内に維持されるよう、届出の手続きが必要となります。

都市機能誘導区域外に誘導施設を開発、建築しようとするときや都市機能誘導区域内の誘導施設を休止、廃止しようとするときには、届出が必要となります。また、居住誘導区域外に住宅開発を行おうとするときにも届出が必要となります。

16ページは防災指針です。

頻発、激甚化する自然災害に対応するため、居住誘導区域における災害リスクをできるだけ回避、低減させるために必要な対策を位置づけるものです。

18ページは実現化方策です。

都市計画マスタープランの各種方針の実効性を高めるため、全体構想で設定した四つの基本目標の実現に向けて、推進すべき取組のうち、都市計画やまちづくり、特に密接に関係する内容を重点プロジェクトとして設定しています。

公共施設の再編、災害リスクの低いエリアへの居住誘導、江の川水系における流域治水対策など、10年程度の長期間をかけて地域防災体制の充実、公共交通網の見直し、交通結節点の整備については、2年から3年の短期、または5年程度の中期的に実施していくことと考えております。

このたび策定した計画を掲げる取組や施策を推進していくことにより、コンパクトなまちづくりを実現していきたいと考えております。

事前に委員会から具体的に説明を求める要請のあった4項目がございました。これについて回答させていただきます。

まず1点目、説明資料17ページ、公共交通利用者数の目標値の設定の考え方ですが、公共交通を効率的に運営していくためには運賃収入をいかに増やしていくかという視点が重要であります。

したがって、コロナ禍以前の利用者数を維持していくということで目標を定めております。

2点目、説明資料18ページ、分類の中にあります優しいまちづくりに

向けた重点プロジェクトのうち、公共交通網の再編の中にあります現在策定中の地域公共交通計画とは、2023年3月に発表されたものとは別物かという御質問がありましたが、これは同一のものでございます。

3番の歩道空間の整備、4番の居住誘導エリア外の空き家対策につきましては、管理課長より説明いたします。

○芦田委員長

神田管理課長。

○神田管理課長

建設部管理課から調査不明点、3と4番について説明します。

資料マスタープラン概要版の18ページを御覧ください。

この実現化方策はマスタープラン全体に係るものです。18ページ、7-1の表の下から3行目、歩道空間の整備の対象の地域は、安芸高田市全域です。その中でも各町の中心拠点、地域拠点を中心として推進します。この資料は概要版でございますが、本編には、中心拠点、地域拠点を中心にと記載があります。

次に、4番の空き家対策についても市全域に対して、今までどおり対応をいたします。居住誘導区域の内外を問わず、空き家は増えるものと思われま。引き続き、空き家の解体促進や活用などの対策を講じる考えです。

以上で、所管事務調査に係る説明を終わります。

○芦田委員長

説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

先ほど説明があったんですけども、17ページの目標値の数字です。運賃収入がというところも分かるんですけども、しかし、目標値が2040年ということになっており、一番最初の人口減少を考えると、人口は今後減ってくる中で現状維持を目標にしているというのはちょっと無理があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の説明をお願いします。

○芦田委員長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

御指摘の点でございます。人口減少に伴いまして利用者も減ってくるということも予想されます。当計画におきましては5年程度に見直しを行うこととしておりますので、これから公共交通計画、利便増進計画のほうを策定してまいります。その中でも同様な議論が出るかというふうに思いますので、そちらとの整合を取りながら、適宜修正というのも行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本(数)委員

2ページの上段のコンパクトな都市の構築と安全・安心な居住環境の確保のこの地図なんですけど、これは安芸高田市全域の地図なんですか。それとも、見た限り吉田町の地図かな思ったりするんですけど、もし

吉田町の地図なら、他の地区はどうなるのかないうのがちょっとあるんですけど。ここの地図の説明をお願いいたします。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 これは、ありますのは吉田町の地図でございます。これ、概要版ということもありまして、その代表でこの地図を入れておるという関係がございます。例えばコンパクトな都市の構築でありますと、いろいろある課題の中で特に吉田地域について、安芸高田市の中心市街地になるべき場所でありますので、ここの部分を特に取り上げて地図にしてあるというふうに御理解いただきたいと思えます。

安心・安全な居住環境の確保のところについても、浸水リスクの部分というのは、やはり人口が集中している吉田町が多いので、それを代表で取り上げているというふうなところです。本編では、各地域についての課題がそれぞれ上げておりますので、よろしくをお願いいたします。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、安芸高田市都市計画マスタープラン 立地適正化計画の調査を終了いたします。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時21分 休憩

午前 10時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
次に、安芸高田市公共交通計画を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 それでは説明をさせていただきます。

2023年3月に策定いたしました、安芸高田市地域公共交通計画について説明させていただきます。なお、事前に委員会から具体的に説明を求めるよう要請のあった事項については、説明の中で触れていきます。

1ページを御覧ください

計画策定の目的です。本計画は2018年度に策定し取り組んできました、安芸高田市地域公共交通網形成計画の次期計画として、交通事業者をはじめとする関係者と協議、連携し、地域の多様な輸送資源を活用した交通体系を実現することとしています。

(2) の計画の位置づけですが、前計画や関連する計画との整合を図り、作成したものとなります。

2ページを御覧ください。

下段になりますが、計画期間は2023年度から2027年度までの5年間といたします。

3ページから6ページにかけては、本市の概要をまとめています。

4ページを御覧ください。

こちら各施設の立地状況ですが、御覧のとおり各町の中心部に各種都市機能が集積していることが確認できます。

5ページを御覧ください。

本市の人口推移ですが、総人口は年々減少しており、2045年、令和27年には人口が2万人を割り、1万9,232人になる見込みで、65歳以上の割合が年齢3区分の中で最も高くなると予想されています。

下のグラフからは、本市の高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合が全国平均の割合と比較しても高いということが読み取れます。

6ページを御覧ください。

人口分布を示していますが、吉田町、八千代町、甲田町の中心部に人口が集中し、また鉄道沿線や幹線道路沿いに人口が分布していることが読み取れます。7ページから20ページまで、こちらは本市の公共交通の現状を取りまとめています。

7ページを御覧ください。

本市の公共交通の運行区域を地図上に落としています。予約型の「お太助ワゴン」が、川根もやい便や友愛トロッコ便の運行区域を除いたエリアをカバーしていることが読み取れます。

続いて8ページ、こちらは隣接市町へアクセスする広域路線バス。9ページは、市内完結路線のお太助バス。続いて10ページ、こちらは予約型のお太助ワゴン。11ページは、高宮町川根地区、美土里町智教寺地区で運行している自家用有償旅客運送、それぞれの運行路線と運行本数、料金などを整理しています。

続いて、12ページから20ページにかけましては、種別ごとに公共交通の現状分析を行っております。

12ページ、13ページは、お太助バスの利用状況です。

12ページは、一般利用や学生等の利用者の合計で、路線によって差が生じていますが、11人以上の利用がある地域がございます。

13ページは、実態調査の結果から一般利用者に限定したものです。この図から、一般利用はほとんどなく、利用者の大半が学生ということが読み取れます。

14ページから、お太助ワゴンの利用状況です。各エリアで6回の運行を行っております。下段には利用者数の推移をグラフにしていますが、年々減少傾向にあり、2016年度から2021年度にかけて約30%低下しています。

15ページは、お太助ワゴンの利用回数を示しています。各地域の拠点

や交通結節点へのアクセス手段として利用していることが読み取れます。

16ページは町外移動の利用状況です。吉田町の中心部を起終点として、自宅まで利用している状況が読み取れます。

17ページは、町内移動の利用状況です。町の中心部を起終点として利用されていることが読み取れます。

18ページを御覧ください。

自家用有償旅客運送の利用者の推移です。グラフを見ると、2便とも減少傾向にあります。

19ページ、こちらは芸備線の乗車人数の推移です。西日本豪雨のあった2018年以降、400人を下回った状態で推移しています。下段は、一月当たりのタクシー利用の状況です。休日よりも平日の利用が多いことが分かりました。

お太助ワゴンと民間タクシーのすみ分けについて触れておきますと、お太助ワゴン導入時、タクシー事業者との協議の中で、お太助ワゴンは平日、タクシーは休日・祝日という大くくりのすみ分けをしていましたが、グラフからも分かるように、タクシー利用は休日よりも平日の方が多く、タクシー事業者にとっては厳しい状況にあるということが判明をしております。

20ページを御覧ください。

お太助バス、ワゴン、共に利用者の減少により、受益者負担率が年々低下しており、赤字部分を国・県の補助金、市の負担金で補っています。補助金について触れておきますと、国からの補助金の対象系統は、地域公共交通に位置づけられた系統のうち、本市の場合であれば、お太助ワゴンの全区域が対象となります。

補助対象経費の2分の1が補助金として交付され、2022年度は1,204万3,000円でした。県からの補助金の対象路線は、収益率が15%以上の路線であり、昨年度は17系統が該当し、補助額は674万3,000円でした。

お太助バス、お太助ワゴン、自家用有償旅客運送のそれぞれの採算ベースにおける1便当たりの利用者数ですが、系統ごとにどこで乗車し、どこで下車したか、その料金が幾らであったかなどの詳細な情報がありませんので、別紙で御説明をさせていただきます。

別紙資料の1-2を御覧ください。

収益率で捉えた場合、国や県からの補助金や市からの負担金による補填を行わず、運賃収入による採算ベースを考えると、2022年の実績でいえば、お太助バス、一番収支率のよい44.1%の曾我神社線、これであっても約2.3倍以上の利用者数、運賃収入が見込めないと採算ベースには乗らないということになります。

1-3の資料を御覧ください。

お太助ワゴン全体でいいますと、収益率約8.4倍以上の利用者数、運賃収入がないと採算ベースには乗らないという形になります。

続いて資料1-4を御覧ください。

トロッコ便、こちらでいいますと、約18.9倍以上の利用者数、運賃収入が見込めないと採算ベースに乗らないという形になります。

資料のほうの21ページにお戻りください。

これまでの調査結果等を踏まえまして、本市として優先的に取り組むべき課題を七つまとめております。

この中で3の交通結節点機能不全の中で、道の駅北の関宿安芸高田への高速バスの立ち寄りが少ないということに対しまして、委員会から具体的に説明を求めるよう要請がありましたので、補足説明等を行います。

現在、北の関宿への高速バスの立ち寄りにはJR中国バスのみで、上り下り各1便ずつです。遡りますと、平成15年度に旧美土里町におきまして、道の駅の整備を行っております。これと同時に、町内バスの再編を行い、朝夕はスクールバス、日中は町内を走る生活路線バス、そして道の駅を起点とした巡回バスとして、神楽門前湯治村やニュージーランド村、たかみや湯の森、そういった沿線の観光施設にも行ける観光周遊バスとしての機能を持たせておりました。

当時、道の駅の整備計画を進める中で、バス運行事業者等に対して、高速道から道の駅への乗り入れ協議も行っていました。この協議は合併後も継続し、2005年、平成17年ですけれど、11月10日から翌年の9月30日の間、備北交通によりまして試験的な乗り入れが実施されております。試験的に乗り入れをしましたが、その結果、最終的には実施に至っていないということになっております。高速を挟んで、高宮町と美土里町に高速バス停があるとか、速達性という観点から、料金所を一度通過しなければならないといった諸条件から、実現には至らなかったものと推測しております。

現在の改善の可能性としましては、運行事業者との交渉次第であるということで見込んでおります。

22ページを御覧ください。

本市における公共交通の課題、問題点を踏まえ、目指すべき将来像と基本方針を「目的地へアクセスしやすいまちづくり」、サブタイトルとして、利用者ニーズを踏まえた使いやすく利便性の高い効率的な移動環境の整備と定めています。

23ページでは、将来像や基本方針を踏まえ、将来構想案を作成しております。各地域拠点と中心拠点までは定時、定路線による運行を確保。周辺地域から地域拠点までは、お太助ワゴンによる運行を確保していくこととし、乗り継ぎ拠点には広域路線バスやお太助バスが經由することなど、構想として描いています。

24ページを御覧ください。

先ほど説明しました七つの課題に対し、基本方針を達成するための具体的な施策として、10の事業を掲げています。25ページから27ページに

かけて、今後5年間において検討すべき内容や実施主体を整理していません。

27ページ、事業8の中の通学先と連携した公共交通の利用の具体的なイメージについて説明を求めるように要請がありましたので、補足説明を行います。

公共交通を持続可能なものとするためには、日常的に利用してもらうことが大事です。その利用の対象として、学生が上げられます。主には吉田高等学校の生徒になりますが、定時、定路線のバスを利用する場合、始業時間に配慮することはもちろんですが、帰宅の際にはクラブ活動の有無により時間が異なるため、学校側の希望に沿うこと。つまり、利用者のニーズを把握することも利用促進には欠かせないというふうに考えております。また、バスだけではなく、様々な交通手段を組み合わせることも想定し、これから検討をしてまいります。

28ページを御覧ください。

計画を取り組む上での達成状況をはかるための評価指標として、評価指標の考えや数値目標を掲げ、進捗管理を行っていきます。なお、事業の進捗状況や目標の達成状況は、安芸高田市公共交通協議会で評価、検証することとしております。

以上で説明を終わります。

○芦田委員長

説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本委員。

○山本(数)委員

課題と、それを受けた具体的な施策いうので、22ページ、27ページにわたって書いてあるんですが、芸備線のことに関してちょっと質問するんですけど、向原駅と甲立駅の安芸高田市における立ち位置ですね。ここらは、ここの中の表現を読んだら、向原は広島方面、甲立は三次方面とか書いてあるんですけど、どのように芸備線の駅を利用したまちづくりを考えておられるのか、そこらをちょっと具体的に分かれれば教えていただきたいんですが。

○芦田委員長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

この交通計画の中では、向原駅、そして甲立駅にいわゆる広域の路線バスであるとか、お太助ワゴンの立ち寄りという形を計画をしております。そして、市内中心部とそれらを連結するというようなことであります。

先ほどの都市計画マスタープランの中でもありましたとおり、いわゆる地域拠点ということで各支所、そのところの中心にまちづくりの機能を持たせる、いわゆる都市機能を集約させていくということで、都市マスタープランとともにこちらの公共交通計画を整合性を合わせて取り組んでいくという考えであります。

- 芦田委員長 高下企画部長。
- 高下企画部長 少し補足をさせていただきます。それと併せて、JR芸備線につきましては、今、国の法律が先日通りまして、JR線について、JRとそれから地方公共団体とが一緒になって、どのようにそれを利活用していくかという利活用と、それとどのように公共交通としてそれを存続、使っていくかというふうなことを協議をする場をつくるのが法律で決まりました。その正式なその協議の場に乗せていくことにいずれなっていくかと思うのですが、その段階、そういうふうなところに乗せていって、将来的にこのようにこのような形で続けて公共交通として使っていこう、そしてこの駅を地域のまちづくりの中の位置づけをどのようにしていくかということも、国の補助金がそこに充てることができるというふうな、その計画に入れていけば、補助金を充てることができるというふうなことが決まっていますので、特にJR沿線の駅の施設については、少しタイミングはこの公共交通計画とずれる形にはなるかもしれませんが、そのような方向も見据えてやるべきだというふうに考えています。
- 以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。
- 山本委員。
- 山本(数)委員 ちょっとこの公共交通計画ですね。都市計画マスタープランと連動しとるというのは、以前質問したときに言われたんですけど、期待しとったのは、市外から安芸高田市に芸備線を利用して来られるお客さんは、安芸高田市の玄関口は甲立駅ですよというようなのを旗印に上げられるんか思ってたんです。
- では、向原はどうなるんかと、こういうことになるんですが、向原は市内の利用者、通勤・通学客、特に吉田。そこらの人たちが通勤・通学で利用される拠点駅にするんだとか、そういうような明確な中身が出るんか思ってたんですが、読んだらどっちも利用して、定時のバスの時間帯を合わせるんだというようなことが書いてあるんで、芸備線の駅の役割をきちっとやっぱり明確化して、利用形態、そこらをやっぱり市の内外に訴えるような形で計画をやられたらどうかなと思ったんですが、そこら辺は明確にはなってないんですね。利用する駅の利用の形態は、安芸高田市としてはこうするんだということは、この計画の中にはないんでしょう。どこか書いてあるんでしょうか。
- 芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。
- 高下部長。
- 高下企画部長 22ページ、23ページのところに書いてあるのが全てでございます。それぞれ甲立駅はどう、向原はどうというふうなことというよりも、いずれの駅も市外につながる上では重要な拠点であって、そこをきちんと乗り継ぎ場所として整備をすることで、安芸高田市内のどこからでもJR

が使いやすい。例えば、それから54号線のバスが使いやすい、そういった形にしていきたいというのが考えてございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

山本委員。

○山本(数)委員 今、芸備線の二つの駅のことを言うたんですけど、中国自動車道の高宮の房後の駅と美土里の横田の駅ですね。安芸高田市にとっては高速道路で、高速で全国から来る場合があると思うんですけど、そうしたときに安芸高田市の玄関となるバス停はここですというようなことの看板を掲げることは、この計画の中には出せんのか、それともそれは今この計画の中では記載すべき対象項目でないのか、そこら辺をちょっと教えてください。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 23ページに上げております絵が、将来構想ということになります。この将来像でいきますと、北の関宿を高速から来られた方の乗り継ぎ拠点として、ここが高速バスを使って市外から来られる方がまず訪れる場所というふうにしていきたいというふうなものです。

ただ、現状は高宮バスストップ、美土里バスストップ双方あって、北の関宿に乗り入れているバスはほとんどない状況でありますので、今おっしゃったような、ここが玄関口ですよというふうなことを掲げるということを、今この中に書ける状態にはありません。将来は北の関宿にというふうにしていきたいということを示しているものです。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 ちょっと説明についていけなくて、聞き取れなかったところがあるので、まずそちらからお願いします。

質問の不明点の②のところで、お太助バス、お太助ワゴン、自家用有償旅客運送のところの採算ベースのところですよ。ちょっと数字が聞き取れなかったので、特に自家用有償旅客運送のところをもう一度お願いします。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 すいませんでした。

自家用有償のとこだけでよろしいですか、全て言ったほうがいいですかね。

それではまず資料1-2ですね。こちらで曾我神社線のところで、現在の収支率が44.1%でありましたけど、2.3倍以上の利用がないと採算ベースには乗らないということで御説明をさせていただきました。

1-3のところではいいますと、これはお太助ワゴン全体のところで収益率を見ますと、8.4倍以上の利用がないと採算ベースに乗らないという説明をさせていただきました。

最後1-4でトロッコ便のところでは説明をさせていただきました。こちらですと、18.9倍以上の利用者数が見込めないと採算ベースには乗らないということで御説明をさせていただきました。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

すいません、もう一点。19ページのところで、タクシーの説明をいただいた中で、お太助ワゴンと民間タクシーのすみ分けの説明をいただきました。もともとは、お太助ワゴンは平日利用、タクシーは休日利用ということで、現状はタクシーのほうがもう既に平日のが多いというふうな話で、厳しい状況になっているという説明だったかと思うんですけど、その現状が厳しいというところはちょっと、どういう説明で厳しくなってくるのかというのがちょっとうまく理解できなかったのもので、その辺を詳しくもう一度お願いできますでしょうか。

○芦田委員長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

今のお太助ワゴンの導入をするときに、やはり平日の場合でいいますと、タクシー事業者さんはタクシーで今まで収益上がっていた部分があたっと落ちて、平日での運行の部分はお太助ワゴンでの収入になりますけど、そのお太助ワゴンを導入することになったとしても、タクシーの平日の売上げが確保できないというような状況もございますし、休日の場合、恐らく単価の安いお太助ワゴンなので、例えば日曜日に休みの日にお買物をされてたというのが、タクシーでされてたというのが一日待てば、ワゴンでいわゆる500円で買物に行けるといようなことで、休日利用が減って、ワゴンのほうが平日利用になっているという形で、いわゆるタクシー自体の収入が減ってきているというような話を事業者の方からは聞かせていただいているということで、以前よりも経営が厳しくなっているということで、先ほどのような説明をさせていただきました。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本(数)委員

聞き漏らしたんかも分らないんですけど、25ページ、目指すべき将来像を達成するための事業内容と実施主体と書いてあるんですけど、本年度から27年にかけてやるということだろうと思うんですけど、特に3番と事業5ですね。これは、本年度できるようになったらもう即やってほしい内容なんですけど、ここらは実施は本来いつ頃を予定されるんでしょう

か。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 こちらの計画につきましては、5年間の中でということで説明をさせていただきました。条件等が整えば早めに行うことができるというふうに思いますが、そちらについては、今年度、公共交通協議会のほうで実施計画を策定をしていきますので、その計画の中で具体的に実施時期が見えてくるものと、そうでないものという形になってまいります。ですから、実施計画の中で具体的にはお伝えができるかなというふうに思っております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 24ページの具体的な施策等なんですけれども、今まで説明をいろいろ受けて、先ほど資料1で運行状況の収支でかなり厳しい状況だというのが分かったんですけれども、もちろん利用者数を増やすであるとか、路線名を変えてコストというか効率化を上げるというのは非常によく分かるんですが、そもそもの利用料を課題として取り上げられてない点というのは何かあるのでしょうか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 御指摘のところについてですけど、例えばお太助ワゴンでいいますと、一種生活バスのような利用があるというようなことで、料金のほうも少し低めに設定しているというようなことがございます。日常的に使っていただくと。いわゆる高齢者の方でありますとか免許を持たない方ということで、料金を低めに設定してきたという経緯がございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

高下部長。

○高下企画部長 ワゴンのことでもう少し申し上げますと、料金については基本、今そういう側面もあるんですが、サービスに対しては非常に低過ぎるというふうなことも考えております。当然に、そこは見直しをしていくんですけども、先ほど収支率で収益率を見ていただきましたけども、ここを収支がとんとんになるところまでとても上げられるものではないというのは御理解いただけだと思います。コストのほうをいかに下げていくというのが主要な課題でありましたので、それでこちらの施策のところにはその部分を前に出して書いておまして、収支を上げていくというところは、全体的に当然に取り組んでいくというふうなことを考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 16ページのところなんですけど、16ページ、17ページのところであるんですけども、この青い線が利用回数、これ年間1回から100回というふうに取り取っているんですけども、この1回のところと100回のところと同じように示されてしまうというのは、ちょっと分析する上でいかがなものかなと思うんですけども、この辺りはどのような考え方でこのような整理をされてるんでしょうか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

高下部長

○高下企画部長 特に多いところがどこかということが際立つようにということで、このようにしておりました。1回から100回のところをもう少し細かくやれば、そのこのグラデーションが分かるのかもしれませんが、ちょっと当初の想定と違っておりましたので、そのようにしていません。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 資料の1-2、お太助バスの収支状況のところでお伺いします。

これを見ると、式敷駅線ですね、これが1日当たり延べ利用者数、1名とあるんですが、これは朝、式敷の方から吉田に出てくる便で、その後吉田のほうから式敷のほうに向かう便が2便あるかというふうに思うんですけども、これ3便合わせて1名という理解でよろしいでしょうか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 おっしゃられたとおり、3便合わせての数字でございます。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 資料の22、23辺りに関係することで、いわゆる北の関宿を地域拠点とする場合というふうな形で、今後将来の課題として取り上げておられますけども、この辺りをそういう形にするというのは、どのくらいの期間を見込んだ時期に考えていこうとしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 この計画は5年間のというふうなことでつくったものでありますので、基本的には5年以内というふうにしたいと考えております。

ただ、バス事業者、高速バスの事業者に個別にお話を聞いてみたところ、やはり高速道路から一旦降りて、それから北の関宿に入って、それからまた戻るというところ、非常にバスの広島市内への速達性を重視しているということで、なかなかここは厳しい課題があるなというふうな

ことを聞かせていただいております。ですので、これは5年以内というふうにしたいと思っておりますが、事業者との調整がつくのが、そこまでということが出来るかどうかというのは、これから調整をしてみないと分からないというふうな感じがしております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 千代田のバスストップが少しそういうイメージに近いのかなというふうに思っておりますが、以前から私も感じておるのが、北の関宿を拠点にするというのが、利便性あるいは効率性からしてもいいのかなと思ってきましたけども、そのためには高宮のバスストップと美土里のバスストップ、これを一つにそこにまとめていくぐらいの視点がないと難しいのかなという気がするんですね。

あるいはもっと言えば、高速道路の本郷のサービスエリア上り下りありますけども、この辺りを当然ネクスコとの関係もありますけども、北の関宿に一体化するというような形にすれば、集客性も増えていくしというふうなことも含めて、5年という形はなかなか難しいと思いますけども、長期的にはそのぐらいの視点を持ったほうが、これから関係人口等増えてくると、広島市が基本的にはターゲットになる可能性が高いと思うんで、そういった視点まで持たれるほうがいいのかなという、これは私の考えですけども。そういう視点まで考えて検討されたという経緯はあるのでしょうか。

○芦田委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 拠点をできるだけ絞ってというのは、あるべき方向だというふうに考えておりますので、現状は高速バスに何か所も止まる形になっておりますが、バス事業者との調整の中でありましたり、後はこれから人口減少がどんどん進んで利用者が減っていく中では、一緒に考えていく中でそういうアイデアに収れんしていくというふうなことはあると思っておりますし、将来的にはそうしていくほうが町全体のためになるのではないかとというふうな議論もありました。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 そういった意味では、JR芸備線も甲立と向原がありますけども、その間に吉田口という駅があるんですね。だから、現在の利用者というのは、できるだけ身近なほうがいいというのは、全てのことに對してそういう視点が動くと思うんですけども、いわゆる長期的に効率化、あるいはいろんな視点を考えると、集約化するというのも一つの生き残りのための手段ではないかなというふうに思うんですね。

そういった集約化をせつかくするんなら、少し荒っぽいやり方になる可能性もありますけども、そういった視点も含めていろいろ調整していくことが大事なんかなという気がするんですね。それによって道路網とかいろんなタクシー事業者との関係もありますけども、そういった思い切ったその方向転換というのも必要じゃないかと思うんで、今後十分検討いただきたいなということで、これは答弁結構ですから、お願いしたいと思います。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 先ほどは式敷線の利用の人数を確認させていただいたんですけども、著しく利用者の数が少ない、1桁のバスというのが、一日1桁のバスというのがあるんですけども、これをお太助ワゴンが吉田まで来ているのを、お太助ワゴンは地域内を回る便で、バスは地域間を横断するというものに変えていくことで収益構造を変えていくというか、利用率を上げていくというような考え方をしているという認識で合ってますでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下部長

○高下企画部長 大きくはそのとおりでございます。現状、お太助ワゴンが周辺部から中心部まで一気にまた結ぶことで、その周辺地域のところの拠点維持できなくなるということも含めて考えて、そのような、今、南澤委員がおっしゃったような形での整理をしたいというふうに考えているところです。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 こういった整理を5年以内にされるというふうな認識を持ってよろしいのでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 今回つくっております利便増進計画の中で、ここに上げております取組のスケジュール感というのも併せて示していけるようにしたいと思っておりますので、同時、この1年で全部できるというふうな形でなく、できるものから順々にというふうな、それから優先順位の高いものからですね、そういう取組の仕方になるというふうに考えています。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 今、南澤委員がおっしゃった式敷の乗客数、これは三江線との関係もあって、これまでの経緯があると思うんですね。三次市の運行するバ

ス便、そういったものとの連携もあるんで、そこらが当初考えていたものどどのように移行しておるのか。三次との関係もありますので、経済圏がどうしても三次に近いんで、そういった傾向が強くなっているのかなという気もするんですが、その辺の分析というのもされておりますか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 三江線の代替として導入しました式敷三次線ですけど、当初は通学の方の御利用がありましたけど、現在のところはちょっとそういった人数が減ってきているというようなことも聞いております。対岸の国道375号線の2車線の道路改良が進んだということで、利用者の一部はそちらのほうを利用されているというような状況も聞いております。

現在、式敷三次線については、三次のエリアを通過しておりますので、そちらの利用も若干あるというふうには聞いておりますけど、収支率、いわゆる収益率が悪いということもありまして、今後、三次市とそこの改善に向けて協議をしていくということとしております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 なかなか難しい実態であるというのは私も認識をしておりますが、三次市あるいは安芸高田市、両者がいろいろ協議時点では、関係をして検討したと思うんですが、三江線の補償金等もありますが、その辺りの使い方も含めて、この路線の活性化というのにも必要だと思っておりますけども、全体に人口減ってるんで利用率が下がっていくというのは致し方ないところあるんだと思うんですが、川根の場合はもやい便とかそういったものとの連携もありますので、5年以内に総合的な見直しをする場合には、三次市との関係も含めて十分検討いただきたいなということを要望しておきます。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、安芸高田市公共交通計画の調査を終了いたします。

続いて報告事項に移ります。2022年度ふるさと納税の実績について報告を求めます。

○芦田委員長 佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 それでは、2022年度ふるさと納税の実績について御報告いたします。

2022年度は、寄附額2億77万9,000円、件数は9,881件でした。グラフを御覧いただきますと、2016年のポータルサイト導入をきっかけに、寄附額が伸び始め、2019年にはサイコー物産の熟成どりにより飛躍的な伸びにつながり、その後は一旦落ち着きましたが、2020年以降は1億8,000万円を超えたところで推移しています。2021年度は、災害寄附受入れがありました。これを除くと、2022年度の寄附額は前年と比べ微増とな

っています。

2ページを御覧ください。

返礼品として選ばれた上位3部門は、鶏肉、食品、飲料品、米の順になっております。これは昨年と同様です。2020年では、鶏肉と食品、飲料品は増加いたしました。米は減少する結果となりました。

寄附額の考察として、返礼品の増加要因としましては、サイト内の画面の一新。検索ワードの修正などにより、一時的に落ち込んでいました鶏肉の選択数が伸びたことや、楠原壘罐詰工業が製造するタリーズ類のコーヒー返礼品の選択が定着してきたこと。アウトドア志向の高まりや新型コロナウイルス感染症の拡大が続いている中、3密を避け、非日常を楽しめる観光、体験、こういったものが増加したことが要因として考えられます。

一方、返礼品の減少要因としましては、寄附単価が高いということで、ベッドのマットレスの数量の伸びや、米は安価なサイトに流れたということが考えられます。

下段には、企業版ふるさと納税の寄附実績を取りまとめています。合計5社から、1,750万円の寄附をいただいております。

安芸高田市サッカー公園整備プロジェクト、こちらに2件で1,500万円、パラレルワーク創出事業、こちら1社100万円、地場産業振興センターラポート改修事業、1社50万円、循環の輪を広げる事業、1社100万円となっております。

3ページを御覧ください。

市民が他自治体へ寄附している状況を取りまとめています。

2021年度よりも約6,800人増加しておりますが、本市の寄附額、寄附件数が増加していること、ふるさと納税が全国的に浸透しているということとして判断をしております。

最後に、振り返りと今年度の取組ですが、2022年度は新たな返礼品を49品、新規事業者を13社追加することができました。今年度も引き続き本市の魅力を伝えることができる返礼品の追加を行うとともに、サンフレッチェ広島トップチーム及びユースチームの練習拠点という地域資源という強みを生かし、安芸高田市サッカー公園プロジェクトを中心に寄附金の募集を募ってまいります。

報告は以上です。

○芦田委員長 報告を終わります。

これより質疑に入ります。この報告につきまして、御不明な点等、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、2022年度ふるさと納税の実績についての報告を終了いたします。

1時間が経過しましたので、ここで換気のため11時20分まで休憩とい

たします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時10分 休憩

午前 11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて、会議を再開します。

これより、消防本部に係る議案審査を行います。

それでは、議案第60号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

逸見予防課長。

○逸見予防課長

議案第60号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

説明資料1ページの上段を御覧ください。

このたびの改正は、火災予防条例の規定の基準となる、対象火気器具等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に基づくもの、及び他の法令との整合を図るための改正でございます。

今回の改正点は大きく分けて2点あります。

まず1点目です。説明資料の中ほどの図を御覧ください。

改正前ですが、火災予防条例第11条の2において、急速充電設備は、全出力20キロワットを超えるものから200キロワット以下を対象としています。

改正後は、全出力の上限を撤廃し、200キロワットを超えるものも急速充電設備として取扱うこととし、所要の整備を行うものです。

次に、2点目です。

説明資料の2ページを御覧ください。

火災予防条例第23条において定める喫煙所の標識について、健康増進法と重複している状況に対応するため、上段の別表7を削除し、下段の健康増進法、国際標準化機構及び日本産業規格が定める図記号にすることとし、規定の整備を行うものです。

施行日は、公布の日から施行し、第11条の2急速充電設備については、10月1日施行としています。

続いて、議案書を御覧ください。

右側が改正前、左側が改正後でございます。

2ページをお開きください。

第11条の2で急速充電設備に係る改正です。

3ページをお開きください。

第16条「避雷設備」の規定については、文言の整理でございます。

4ページをお開きください。

第23条の「喫煙等」では、別表の削除及び他の法令の図記号を使用するよう規定しています。

5ページ、6ページで附則として施行日と経過措置を規定しています。以上で説明を終わります。

○芦田委員長

説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第60号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第60号の審査を終了します。

ここで、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時24分 休憩

午前 11時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長

休憩を閉じて、会議を再開します。

これより、教育委員会に係る議案審査を行います。

先に、教育長より挨拶を受けます。

永井教育長。

○永井教育長

おはようございます。

本日は、教育委員会に係りまして議案審査1件、所管事務調査2件、報告事項1件を審議いただくことになっております。

御審議のほど、どうかよろしく願いをいたします。

○芦田委員長

それでは議案第61号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長

それでは説明資料を御覧ください。

改正内容は2点ございます。1点目は、(1)第17条及び第21条について、指定管理の場合に読み替える字句と対象条文をこの際、整備したものでございます。具体的には、施設の目的外使用の許可、使用料の不返還、損害賠償免除に係る市長権限についての整理です。

2点目は、(2) 高宮田園パラッツォ・リハーサル室の使用料を1時間700円から1,500円に改正をするものです。この改正は、リハーサル室の通信カラオケ機器を更新したことに伴い、カラオケ機器のランニングコストを使用料に反映させたものです。

具体的には、機器に係る著作権料、通信料、電気料、機器購入費から1時間当たりのコストを積算し、従来の施設使用料700円に加えたものでございます。

説明は以上です。

○芦田委員長

説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

田園パラッツォのリハーサル室のことについてお伺いします

こちらの利用はどの程度されているものか、月何件とか、年間どれくらいとかという形でお答えいただければと思います。

○芦田委員長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

利用状況でございます。

令和3年、2020年までの過去5年間の平均ですけれども、年間利用件数が平均で52件、利用人数が416人となっています。また、平均的な利用時間等でございますけれども、1回当たりが平均4時間、平均利用人数が8人ということになっています。

以上です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

カラオケの利用の方とそうじゃない利用の方がいらっしゃると思うんですけども、その比率というかはどのようになりますでしょうか。

○芦田委員長

答弁を求めます。

児玉課長

○児玉生涯学習課長

比率ですけれども、比率はちょっと出しているものがないんですが、ほぼほぼ100%に近いぐらいが、カラオケの利用でございます。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○芦田委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第61号「安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第61号の審査を終了いたします。

次に、所管事務調査を行います。

学校規模適正化推進事業についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

内藤教育総務課長。

○内藤教育総務課長

それでは、所管事務調査の1件目、学校規模適正化推進事業について説明いたします。

調査申出書にありましたスケジュール等について、資料に沿って説明します。

資料1、1ページを御覧ください。

今後のスケジュールです。現在、統合の必要性について情報浸透を図るため、今年度も保護者への説明会を行っています。6月に入ってから、小学校の参観日を利用して、統合することでどんな教育環境が提供できるか、具体的な資料で説明をしているところです。説明会が終了しましたらアンケートを実施し、保護者の感想を聞く予定です。

統合推進計画の素案については、8月上旬を目途に作成し、その素案を公表するとともに、住民への説明会を8月下旬頃から開催したいと考えております。パブリックコメントの期間を30日以上取り、10月中旬頃まで募集を行い、その後、60日以上期間で出された意見を考慮し、推進計画を作成していく予定です。

計画を公表した後には、計画周知のための説明会を行いたいと考えております。

縦に説明会についてです。現在行っている保護者への説明会は、一人でも多くの保護者に参加してもらえるように、できるだけ参観日や行事の機会に合わせ、学校、保育所等で行っています。

今後行う予定の住民説明会など学校以外の場所で行うときは、平日、土日、日中、夜など、複数のパターンを設定し、必要に応じて託児を行うなど、参加しやすい環境を整えていきたいと考えています。また、ウェブ配信を行い、多くの方に状況を知っていただきたいと思っています。

3番、保護者アンケートについてですが、昨年のアンケートで現状の課題、将来の課題を共有することができました。計画策定での参考にするとともに、統合する上で気になることなどを聞いていますので、例えば通学手段、通学時間でいえば、今は中学校間での通学距離を示しております。例えば、高宮町であれば、遠い川根からとか、美土里であれば北からとか、一番遠くなると考えられるところからの距離を出してみるなど、具体的な資料を用意し、説明を行っていききたいと思います。

- 以上で、所管事務調査の説明を終わります。
- 芦田委員長 説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 まず1ページの今後のスケジュールについてですが、住民説明が8月末下旬からということでありますけど、これはどういった単位で説明会を行うというお考えでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。
- 内藤教育総務課長 まだ具体的には詰めておりませんが、旧町単位で行うなり、アージュで行うとか考えていきたいと思っております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
南澤委員。
- 南澤委員 2ページ目のところで、幼稚園保育所での説明会を開いてくださっています。これも以前、一般質問で言ったことを実行して下さっていて評価したいなというふうに思うんですけども、一番下のところで入江保育園、やちよ保育園、みつや保育所、向原こぼと園は資料を配布ということだったんですけども、この今上げられた4件が説明会ができなかったというのは、何か理由があるのでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。
- 内藤教育総務課長 すみません。2ページからは、後の報告のところ再度御説明をさせていただければと思います。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
内藤課長。
- 内藤教育総務課長 失礼しました。では、お答えします。入江保育所、やちよ保育園、みつや保育所等は、保護者会が開かれませんでしたので、資料配布をさせていただいております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
山本委員。
- 山本(数)委員 1ページ目の1番の今後のスケジュールの中で、住民説明会をやった後、パブリックコメントをやるんだという説明されておりますけど、このパブリックコメントという部分の手續、これの有効性うんか有用性うんか、市にとって意見聴取するのに有効な手段じゃいうふうにお考えでしょうか。市民からの声が十分伝わってくる有効な手段かという、ここのお考えをお聞きしたいと思います。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。

- 内藤教育総務課長 有効な手段の一つだと考えております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本(数)委員 市民の意見を聞く有効な手段の一つであって、他の方法での意見を聴取するというお考えはありませんか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。
- 内藤教育総務課長 そのほか、説明会等に歩いておりますので、そのときにも御意見等を頂戴しておるところです。それも考慮の一つと考えております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
山本委員。
- 山本(数)委員 以前からこの適正化事業の取組について聞かせていただいておりますが、一番危惧するんが、何で中学校統合せないけんのかいう、一番その基本ですよ。何で統合せないけんのかい。学校規模適正化の計画が何だったか出ておりませんね。そこには何でせないけん必要性があったものですけど、その辺の説明がまだ十分じゃない思うんですよ、何でせないけんのかいうところが一般市民にですね。ここの9月の住民説明会というのは、その辺りを中心にして、市民への統合への理解を求められるようにされておるのでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。
- 内藤教育総務課長 現在も保護者のほうに向けて、統合の必要性ということを具体的な資料を用いて説明を行っております。そのようなことも踏まえ、計画の素案を作成したときには、そこら辺りも御説明をしていきたいと考えております。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
他に質疑は。  
永井教育長。
- 永井教育長 少し補足をさせていただきますが、これまでの一般質問でありますとか、この委員会で御質問いただき答弁をしてきておるところですが、安芸高田市で学んでいる子供たちにとって、安芸高田市が今できる最善のいわゆる義務教育の仕上げの3年間をどうすればいいかということで考えていったときに、例えば一つ例を挙げますと、生徒数が減少してきている中で、生徒が選みたい部活動といったようなものがもう現状ではできないような状況になってきておりますし、あるいは、指導する側、教職員サイドの側でいいますと、担当する教師が1人とか、あるいは本務者がいなくて講師で対応するといったような様々な生徒にとっての不利益と申しますか、充実した義務教育を保障することができなくなってきたということもあります。そういったことから、なぜ統合なの

かと言われますと、先ほど申しましたように、安芸高田市で今学んでおる子供たちに、安芸高田市ができる最善の教育環境を整えるということで、この中学校統合に取り組んでおるところです。

- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 この資料で見ますと、今年度の最後の3月の議会で議決、計画に係る予算が出てきてそこで議決をして先に進んでいくという計画を持ってらっしゃるといふような理解でよろしいでしょうか。
- 芦田委員長 内藤課長。  
○内藤教育総務課長 そのように考えて進めたいと思っております。  
○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 今後のスケジュールの1月のところの計画周知の説明会というのは、これは保護者も住民も対象と、両方対象という考えでよろしいでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。
- 内藤教育総務課長 今そのように考えております。  
○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。  
先川委員。
- 先川委員 先ほど教育長さんが、必要性云々を補足説明されましたけど、8月から9月にかけての住民説明の中で、いわゆる統合したとこの跡地ですよ。現在使っている中学校を今後どうするのかというものも含めて説明会を開かれるのかどうかお伺いします。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。
- 柳川教育次長 跡地活用の件も、この統合に際しては非常に重要な課題の一つというふうに捉えておりますが、今回の8月、9月の時点ではまだ具体のもちろん市にプランがありませんので、この8月についてはまずは統合そのものの件について提案なり説明をしたいというふうに考えております。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
熊高委員。
- 熊高委員 今回は中学校統合という形で話をいろいろ説明をされておりますが、これまで小学校を統合しまして、時間差はあっても何年かたってきておりますよね。その中で、当初統合するという話の中の目的が、ほぼ目的どおりいってるのか、課題もまだまだあるのか、そういったことも踏ま

えて中学校統合というのも当然視野に入れるべきだと思うんで、そういった子供たちにとって、小学校統合というのはそういう思いどおりの成果が出ていっておるのでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 小学校統合については、今回の川根小の統合によって、一応計画に沿った一定の取組は終了いたしますが、当初答申に出されたように、1学年複数学級で1学級の規模が20人から30人といった程度に近づけるように統合を進めてきましたし、実際そのように一定の規模に近づきましたので、その点は評価ができるころだと思いますが、さらにこの先、小学校あたりでは児童数の減少が著しいところがありますので、またいつかの時点では、もう少し中期というか長期の視点になるかも分かりませんが、小学校の統合のほうも再び考慮する必要がある時期は必ず来るというふうに考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 生徒数を含めて数というのは、ある程度見て取れる部分も予想どおというのものもあるでしょうけども、その子供たちにとって適正な教育をするための統合でもあるわけですね。その教育内容を含めた成果というのがどのように出てきておるのかということも確認をしておきたいんですが。

○芦田委員長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 物理的な側面から申しますと、先ほど次長が答弁をしたとおりなんですが、子供たちにとってどのような効果が出ているのかということになりますと、必ずしもその答申に沿った、1学級20人程度のクラス替えが可能な2学級以上ということにはなりませんでしたが、しかし子供たちの人数が増えたということは、間違いのない事実でございます。

そういった中で、例えば日々の授業でいいますと、現在の学習指導要領では共同学習といったような表現が使われておりますが、授業の中でもグループ編成をしたりして、一つの学習課題に対して子供たちが仲間と対話をしながら、一つの答え、考えを導き出す、そういった教育活動等も強調されておりますが、そういったことが非常にやりやすくなってきているということがあります。

それから、学校生活全体でいえば、今、生徒指導とかいう表現で一くりにされておりますが、当然人数が増えれば増えるだけ、子供たち同士のいわゆるトラブルといいますか、そういったことも増えてきてます。しかしこれは、これから子供たちが大人に成長していく段階において必要なことだというふうに捉えております。そういった考え方に立って、

今、市内学校の教職員も指導に当たってくれておりますので。その辺りを踏まえて、今後の中学校統合についても教育内容等を含めて、しっかり検討していければというふうに考えております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 今、教育長答えていただきましたが、基本的にはそういうことだとは受け止めておりますが、人数が増えた、生徒数が増えたことによっていろいろ課題も出てきたと、そこが一番大きな子供たちにとっては、課題解決をしていくべきところだと思うんですね。サポート的なことを含めて、そこで一人の子供が挫折してそのまま不登校になったり、それは一時的なことか分かりませんが、それはいろんな捉え方がありますけれども、統合したことによってそういうことが起こるといふのを今、教育長認められましたけれども、そこらを統合直後は特にいろいろ気をつけていかれたんでしょうけれども、そこらが必要な対処の部分かなど。そういった背景を含めて中学校の統合というのは、それを踏まえて、それは小学生と中学生というのは、年齢的にもいろいろ違うでしょうけれども、そこが不安な部分もあるといふのも否めないと思うんですね、保護者にとっても子供たちにとっても。そういったところをきめ細かくやっていけるという方向も皆さんに伝えることができるんでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 小学校統合の成果、課題を踏まえて、しっかりその辺りを伝えていきたいと思えます。要するに、これからの答えが一つでない社会を生きていくときに、子供たち自らが考えて行動し、行動した結果について責任を持つ、そういった自立した生徒を育てていくというのがこれからの社会をより豊かに、幸せに生きていく基礎を養うということになろうと思えます。そういったところを踏まえて、統合した中学校の教育活動の中で、これから将来どんな大きな集団の中に出ても、もちろん大きな集団の中に出ても生徒ばかりではありませんが、自分を見失うことなく自立した生き方ができる、そういった生徒を育てていくということが必要だろうというふうに考えております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 もう一遍、先ほど教育長の答弁の中で、中学校はクラブ活動の在り方というのが一つのポイントというふうに、これまでもそういった視点が強くありましたけれども、先般のスポーツ振興計画の中で、クラブ活動の在り方そのものも、日本の社会も変わってきておる。そういった状況の中で、この統合したときにそういった状況も変わってくるということも、保護者あるいは子供たちにもしっかり伝わるような進め方というのが大事じゃないかなというふうに思うんです。その辺はどんなふうに、

この社会の動き、国の動きも含めて、スポーツ全体の動きに合わせてクラブ活動というのをどんなふうにしていくかというところの説明もされるつもりがあるのでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

永井教育長。

○永井教育長 先般の一般質問の中で、くしくも熊高議員のほうから、静岡県の掛川市の話をしていただきました。今回計画の中に、中学校の地域移行を十分踏まえられなかった、若干言い訳じみた話になりますが、一時期の国のトーンからすると、随分トーンダウンしたということが一つにあります。

したがって、もう国の方針とかはもちろん無視することはできませんが、ここら辺りは、市長辺りの指示も受けながら、安芸高田市で考えられる、安芸高田市だからできる中学校の部活動の地域移行といった、そういった独自色も、ある意味、中学校の統合の段階では出せたらいいなど。国の指示を待って、県の指示を待ってということではなくて、そういった積極的な部活動をつくり出すことができたかなというふうに考えております。

○芦田委員長 答弁を終わります。

熊高委員。

○熊高委員 了解しましたけども、その辺の説明も併せて、保護者あるいは子供たちに伝わるように、ぜひとも取り組んでいただきたいということを希望しておきます。

○芦田委員長 ほかに質疑ありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 今後のスケジュールで先ほども質問ございましたけれども、パブリックコメントですね。30日ぐらいかけてコメントをいただく、あるかないか、それはやってみないと分からないでしょうけども、有効な手段だということをございまして、それを受けて60日かけて意見の考慮であったり計画を決定するというふうにここに書いてございますけども、そのときに、その意見の考慮をするのは大体に市長を中心に、教育長さん中心に、例えば何とか検討チームみたくそんな感じでこれを検討、考慮を計画に組み入れるというようなことにされるのかどうか、何かお考えがあるのでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 検討チームまでは今の時点では考えてませんが、基本的にはうちの教育委員会事務局の学校統合推進室のほうで検討したいというふうに考えております。もちろん、庁内での情報共有は当然でございます。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

秋田委員。

○秋田委員 公約をお伺いしたのがね、やっぱりパブリックコメントというのがいろいろ説明はされても、こうしちゃったらどうかといういろんなまた違う角度の意見も出てくるんじゃないかなという思いの中では、広い範囲の考慮を含めてそれを組み入れるということの認識の下でやっていかれなきゃいけないんじゃないかなという思いがしますんで、そこら辺り議会もいずれ説明を求められたりすることもあるでしょうし、そうしたことをしっかり組み入れていただきたいということで質問をさせていただきまして、どうかよろしく願いいたします。

○芦田委員長 ほかに質疑はありませんか。

大下委員。

○大下委員 一つほど確認させていただきたいんですが、統合についての場所の選定はできているのか、どのように考えておられるのか。基本的には、資料にもありますように、生徒が主役でございます。部活動も当然のことなんですが、学びに重点を置いて考えてほしいと思いますので、確認をしたいと思います。

○芦田委員長 内藤課長。

○内藤教育総務課長 場所については、現在未定ということになっております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

大下委員。

○大下委員 今は未定と言われますけど、これは今からのパブリックコメント等で決定していくということでもいいんですか。

○芦田委員長 内藤課長。

○内藤教育総務課長 すいません。1校案の場合は、吉田町内というところで考えておる状況です。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

大下委員。

○大下委員 今の答弁で1校だけしか考えていないということなんでしょうか。

○芦田委員長 柳川教育次長。

○柳川教育次長 これまでの説明の中で今段階、市としては1校案が望ましいという説明をしております。吉田町内に新築をしたいということの説明をしております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、学校規模適正化推進事業についての調査を終了いたします。  
次に、安芸高田市歴史民俗博物館の管理費についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

児玉生涯学習課長。

○児玉生涯学習課長

それでは、説明資料を御覧ください。

資料の2、学校規模適正化事業のカラーのページの次になります。資料の1、2021年度及び2022年度支出決算額の表を御覧ください。

決算額の算定に当たりましては、両年度とも経常的な経費のみとし、大規模修繕に係る経費や展示改装委託料など臨時的な経費は除いております。

2021年度は、指定管理者による管理運営ですが、博物館に関わる市の支出もありますので、この額を加え、直営となった2022年度の決算額と比較をいたします。

まず、2021年度は、指定管理委託料（A）1,545万6,000円に市の支出額（B）の合計1,413万8,000円を加えた額、計（C）の合計2,959万4,000円が博物館の管理費全体の決算額となります。

（B）の列、市の支出の主なものは、博物館の担当をしておりました職員1名、会計年度任用職員1名の人件費、公文書の燻蒸業務委託料、展示室の土地借上料などです。

次に2、2021年度の指定管理料と2022年度の市直営による施設管理費の比較ですが、（D）の合計2,703万9,000円から（C）の合計2,959万4,000円がを引いた額、255万5,000円が支出上の減少額となります。

資料をめくっていただきまして、3、収入決算額の比較です。直営になった結果、入館料が市の収入となりましたので、全体で227万7,000円の増収となりました。

次に4、光熱水費の算出ですが、指定管理者の決算見込額を参考に当初予算に計上いたしました。電気料の高騰により75万6,000円の支出増となりました。

次に5、直営による効果額ですが、支出、収入それぞれの効果額に加えて電気料の増加分を加えると、558万8,000円となります。3月議会答弁の削減見込額から約40万円下回る額となっております。

次に6、2022年度の館長等の人件費につきましては（1）館長等5名の給料・報酬等の額が1,635万4,000円、共済費、福利厚生費ですが（2）279万6,000円となります。

最後に7、間接経費についてですが、直営管理のため間接経費は発生しておりませんので、算定もしておりません。

ここまで市全体の管理費として説明をいたしました。指定管理料に対する削減額について併せて説明させていただきたいと思っております。提出した資料の最後のページになります。35ページを御覧ください。一番最

後のページです。

2021年度の指定管理業務に係る収支計算書です。市直営の場合と顕著な差がある項目ですが、表のうち、支出の人件費の小計978万3,000円は、2022年度市の会計年度任用職員の雇用により204万7,000円の削減となっております。

次に、事務費の下のほうですけれども、公課費・消費税等97万8,000円、同じく事務費の事務局費205万9,000円につきましては、市に同様の支出がありませんので全額を削減額とみなすことができます。よって、これらの加算した額508万4,000円が直営との差が顕著な項目の削減額となります。

説明は以上です。

○芦田委員長

説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

すいません。説明資料2の人件費の部分、指定管理の場合と直営の場合で、直営のほうは先ほど説明にあった説明資料2の5人分の人件費であるということなのですが、2021年度の947万1,000円。すいません、職員と会計年度任用職員の計2名の合計額という理解でよろしいでしょうか。

○芦田委員長

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

はい、そのとおりです。

○芦田委員長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員

すいません。2021年度の指定管理料の中に含まれる人件費なんですけど、これはどういった役職の方が何人分で計上されてますでしょうか。

○芦田委員長

児玉課長。

○児玉生涯学習課長

3人分ですけれども、当時の館長1名、学芸員1名、事務職員1名の3人です。

○芦田委員長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員

この人件費の比較の部分で、すいません、ちょっと僕の理解が悪いのかもしれないんですけど、指定管理として市が委託を出していて、そこで指定管理者が出した人件費と市が市の職員として出した、先ほど2名分の人件費とを今回比較するに当たって、2022年度直営にしたときの人件費5名分というものなのですが、市の職員がいろんな業務を行ってたと思うんですけど、教育委員会の中でですね。そこの業務の費用を指定管理料にプラスして合計を出すというか、何て言ったらいいかな。

市の職員が、教育委員会で行っていた業務をここの表に当てはめるとするのは、何かすごく不自然に感じるんですけど、この辺りの説明をもうちょっとしていただけると助かります。

- 芦田委員長 答弁を求めます。  
児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 2021年度の市の職員の人件費を含めておりますけれども、当初のその職員は生涯学習課に籍を置きまして、博物館全体の職務を行っておりました。支出、会計事務、予算関係の事務、施設の営繕に関係する事務であるとか対外的な職務ということで、博物館の担当の専任のような仕事をしておりましたので、そのまま博物館に職員が1名異動になりましたので、人数的には同じ5人なんですけれども、内容としては、当時職員は博物館の仕事をしておりましたので、算入をしております。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 指定管理の場合にかかる人件費のコストというのは一定かと思うんですけれども、直営にした場合、市の職員の給与というのは年々昇給していくかと思うんですけれども、この辺りはどのようにお考えでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 質問とちょっと違う内容になるかも分かりませんが、市の職員は毎年度定期昇給があります。会計年度任用職員も同様にありますけれども、今回その差が出た理由の一つとしては、指定管理のときは指定管理の職員はフルタイムであったものが、今回は短時間の30時間になったということで減額にはなっております。答えになってますでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。
- 田邊委員 2021年の職員さんと会計年度のうち2名ということで、その1名の方がいわゆる担当して企画展とかいろいろされてたんだと思うんですが、業務として。なので、この2021年度の1,413万8,000円は、いわゆる企画運営とかをやった費用も含まれてるということになるのか、それは別で指定管理のほうに含まれてるのか、ちょっとどっちに含まれてるのかが分からないんですけど、そこをちょっと教えてください。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 今言われた主催事業、例えば、企画展であるとか公開講座等の主催事業については、指定管理のときは生涯学習課の職員で行っておりました。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
田邊委員。

- 田邊委員 生涯学習課で行われていたということなのですが、ここの外部委託料のその他業務の68万7,000円が、これ例えば具体的にどういうことなんでしょう。これ企画とかを外部に委託したというものなのか、どういう性質のものなのか説明をお願いします。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 これは、その他業務の68万7,000円につきましては、先ほどちょっと触れましたけど、公文書の燻蒸費用、これ博物館と別棟になるんですけども、そこの燻蒸の費用でありますとか、これもちょっと臨時的な費用的なものになるかも分かりませんが、電気工作物の保安手続きにかかる手数料といえますか委託費を加えたものが、この68万7,000円の内訳でございます。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
田邊委員。
- 田邊委員 となると2022年の直営で28万9,000円安くなりましたよという、この差額はどういう理由で。直営にしたから安くなったということなのか、別に直営じゃなくてもそもそも2022年度は安くなるんじゃないかなと思っちゃうんですけど、その説明をお願いします。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 なかなか経費の内容によって、先ほど臨時的な経費を除いたと言いますけれども、なかなか判断が難しい部分があります。なので、先ほど言いましたように、特に顕著な削減額がこれだというところを併せて説明をさせて、それが人件費であるとか消費税、事務局費といったところで説明をさせていただきました。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本(数)委員 35ページの収支計算書の決算だろうと思うんですが、事務費がありますね。事務費の事務局費が205万9,000円ほど3年度は出とるんですけど、3年度の市のほうの事務局費はゼロで、直営にしたらこの事務局費はゼロになってますね。この事務局費いうのは何だったんでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 これが指定管理者のいわゆる間接経費といえますか、博物館の管理運営にかかわるものではなくて、指定管理者の事務経費といえますか事務局費。いろいろ給料計算したりとかそういったものだと思います。  
以上です。

- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員 説明資料2ページの4、光熱水費のところがちょっとうまく飲み込めてないので、もう一度説明をお願いできますか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 光熱水費の算出につきましては、直営になるに当たって指定管理者、決算見込み額を参考にさせていただいて当初予算を組んだんですけれども、御存じのように電気料が途中で高騰しましたので、補正予算を組んで増額をして、結果として、光熱水費が75万6,000円の増加であったということです。  
比較するにあたって、当初想定していなかったものですので、これを加えさせていただいたということでございます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 芦田議員の一般質問のときに、決算見込み額で400万円の減額を見込んでいるというところは、この表1を見ると255万5,000円だったという理解でよろしいんでしょうか。400万円という説明だったんですけど、実際のところは255万円だったということですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 3月議会ของときにも、これが400万円であったものが255万5,000円となっているんですけれども、これは説明はいたしませんでしたが、そのときの算定については、職員の人件費のうち共済費、資料でいえば、Bの共済費164万2,000円がありますけれども、これを入れておりませんでした。というのが、予算上は教育委員会の予算にありませんので、これを加えずに当時算定をさせていただきました。これを加えると、それが算定額が増えるんですけれども、これは算定上のことになりますので、このたびは説明をあえていたしませんでした。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 間接費で最後のページ、35ページの間接費の事務局費というところなんですけれども、このコストは総務だったり労務だったりそういったところの事務局の経費で、市が直営になった場合にコストゼロにはならないと思うんですけれども、その辺りはどのように。市のほうでも当然、労務の管理だとか総務のことで給料計算とかいろいろされていると思うんですけれども、そのところはあえて計算していないというふう書いてあ

るんですけども、発生してないわけではないので、この辺りをどのように考えてらっしゃいますでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

○児玉生涯学習課長 おっしゃるように、厳密に言えばその経費はあると思いますけれども、その中でも一番大きなものが、先ほど言いましたように市の職員が生涯学習課で博物館の業務をしておりましたので、その職員が、全般の予算の管理であるとか支出の管理であるとかもろもろしておりましたので、間接経費と言えるものの大部分を占めるものは、その職員の人件費に当たるものと思っております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

南澤委員。

○南澤委員 ちょっと今の説明だと納得がいかないんですけども、今、直営になってますよね。直営になっていて、会計年度任用職員で館長さんだったり学芸員だったり事務をされてる方がいらっしゃいます。その方々に対して間接費が発生していると。それは、市の職員が請け負ってるんですか。それとも直接やっぱ総務と契約を交わして、総務から給料が払われてるかと思うんですけども、そのところで間接経費でかかるはずで、その市の職員が負っているという説明はちょっと納得がいかないんですけども、その辺りをもうちょっと詳しく説明してください。

○芦田委員長 答弁を求めます。

秋元生涯学習課歴史民俗博物館副館長。

○秋元歴史民俗博物館副館長 失礼します。

間接経費というのは、人件費にかかるもの、要するに人にかかるものだけではないです。今で言えば、指定管理の業務を行うためにかかる間接経費、例えば業務の契約をしないといけないとか、そういったこと全て含めて事務局費です。

ですから、担当職員がやっていた仕事は、2021年度段階では指定管理部分のそういった契約とかしてないわけですよ、市はね。指定管理部分の契約業務とか、2021年度に関してはしていません。それは指定管理者がやっています。

ですから、2022年度に関しては、本来指定管理者がやっていた例えばそういった契約のような業務、指定管理業務を行うために当該職員だけじゃなくて指定管理者全体がやらないといけない業務も含めて、2022年度は全部やるようになりました。

ですから、今、南澤議員が言われているのは給料計算だとかそういったことに限定して言われてると思うんですけども、そうではなくて、それは微々たるもので、実際の運営の間接経費というのは、そういった予算の管理ですとか、今課長が申しましたように、予算ですとか契約業務とかそこら辺も含めたものを全部市の職員が請け負って、2022年度から

やっているということです。

ですから、確かに給料計算とかそういったこともありますけども、それはそのために、要は3人ぐらいの業務分が増えたからといって、市のもっと言えば総務課の職員係にその3人分の業務がどれぐらい発生するかというと、それは非常にもう微々たるもんだと。人も増えてるわけじゃないしということで、ほとんど計算に入れてないという課長の答弁だったというふうに考えております。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 すいません、ちょっと趣旨から外れるか、ちょっと根本的なことを教えていただきたいんですけども、2021年から2022年で直営になって、2021年度は先ほど人件費として今2名分の市職員の人件費が計上されているという中で、いろんな企画を市職員の方がそれを企画されて、いろんな費用が発生しているというふうに計上されているということが理解できたんですけども、資料の別表第2の業務分担一覧表の中で、資料の22ページですね、でっかい数字のこの。事業主体が市と指定管理者の中でどちらがどういうふうに主体になって請け負うかというようなことが書いてあるんですけども、市の職員が企画運営とかそういった業務は、指定管理者でなくて市の職員がやらなければいけないという何か理由といますか、根拠というものがあつたのでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

秋元歴史民俗博物館副館長。

○秋元歴史民俗博物館副館長 ですから、その業務分担のうち、もう基本的には施設運営に関するものは指定管理者で、いわゆる教育委員会に関わる、特に学芸業務に関するものに関しては市がやるというふうに一応分業というか線を引いて、当該職員は業務を担当しておりました。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 ということは、2022年度に直営になって、実際問題予定してたよりは若干金額は違うにせよ、費用が減ったという中で、こういう言い方がちょっと適切かどうかあれなんですけど、博物館の運営といますか、そもそもこの指定管理者制度に合わなかったという考え方でよろしいのでしょうか。

○芦田委員長 答弁を求めます。

児玉課長。

○児玉生涯学習課長 合わなかったのかどうかという話ですけども、どう言いますか、図

書館も直営にしましたけれども、決まった業務を比較的効率的な予算で業務を実施していくという中では、業務委託にしる指定管理にしる、メリットがあるんだろうと思います。

ただ、博物館をですね、今、毛利元就の入城500年ということでいろいろやっておりますけれども、また昨年度は展示の改装も行いました。これからよりよい博物館運営をするに当たっては、やはり今、分業でやったものと同じ人数で効率的に充実した事業をやっていくという中で判断をさせていただいたものです。

以上です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

石丸市長。

○石丸市長 先ほど来の質疑にまとめてお答えする形になるんですが、博物館が指定管理者制度に合わなかったというよりも、今回はこの指定管理者というものが、その趣旨に合致しなかったところだと思います。すなわち、民間の活力が十分に発揮されなかったという結果です。先ほどの資料でいえば、35ページの下のほうに事務局費とあります、200万円ですね。205万9,000円、これ何かというと、先ほどの質疑にも出てきたんですが間接費というものです。直接施設の運営だけじゃなくてそれに携わる人の管理等のコスト、これは本来、その施設内で完結すべきするはずのものです。ここでは事業団にその管理を任せている都合、事業団という本体が、その例えばここと言えば博物館ですね。その人件費等を扱うので、人件費本体からこの事務局費が求められているという構図になっています。そして、この事務局費というのは、総額のたしか13%、これ慣例的に決まっていたようです。中身について今精査していますが、慣例としてざっくり全体の13%が手数料として必要だという立てつけになってましたので、それは当然、直営より高くなってしまふんだと思います。

ゆえに、指定管理者制度であったり博物館の問題ではなく、その相手方ですね。そこから民間の活力というものが十分発揮されなかったという結果だという認識です。

○芦田委員長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で、安芸高田市歴史民俗博物館の管理費についての調査を終了いたします。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 0時26分 休憩

午後 0時26分 再開

~~~~~○~~~~~

- 芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。  
続いて報告事項に移ります。  
学校規模適正化推進事業の進捗状況について報告を求めます。  
内藤教育総務課長。
- 内藤教育総務課長 それでは、学校規模適正化推進事業の進捗状況について報告します。  
資料1の2ページを御覧ください。  
初めに、中学校統合についてです。所管事務調査でも御説明しておりますけども、昨年12月に行った保護者説明会での参加者が少なかったため、今年度も引き続き説明会を開催し、情報浸透を図っているところです。4月には、保育所、幼稚園の保護者に説明会を行いました。9施設で331世帯中230世帯の参加で、参加率は69.5%でした。  
(4) になります。今後の予定として、5月から学校運営協議会にも説明を行っております。  
3ページを御覧ください。  
6月に入ってからは、小学校の参観日に時間をもらい、教育内容編と学校施設編の資料を用いて説明をしております。昨年12月は、美土里地域での説明会が雪のため中止となりましたが、今年度は学校運営協議会にも説明をし、本日、美土里小学校でも説明を行います。  
現時点、説明会は順調に進んでおり、幾つかの質問や御意見もいただいておりますが、大きな混乱はありません。なお、説明会での資料は3ページ以降に、参考資料1として、教育内容編と教育学校施設資料編を添付しておりますので御確認ください。  
続いて、3ページの2、高宮地区の小学校統合の進捗状況です。  
来年4月1日の統合に向け、川根地区の小学校及び保育園の保護者、地域振興会と課題の整理を行っております。第1回目の会議では、閉校式、閉校記念事業の日程を2024年3月24日、日曜日に調整ができました。第2回では、通学の方法、スクールバスの乗降場所、放課後児童クラブ等について情報共有を行いました。3回目を7月上旬に予定しています。  
今後も関係者と協議を重ね、一つ一つ課題を整理し、着実に統合準備を行っていきたいと思います。  
以上で報告を終わります。
- 芦田委員長 報告を終わります。  
これより質疑に入ります。  
この報告につきまして御不明な点等質疑はありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 2ページの(4) 学校運営協議会への説明についてお伺いします。  
いずれも10分程度の説明なんですけれども、どのようなことを説明されていますでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。

- 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 学校や協議会では、今後、情報浸透を図っていくために中学校統合の説明会を引き続き行っていくというような情報提供をしておる状況です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
南澤委員。
- 南澤委員 その中に今手元に配っていただいた説明資料ですね、参考資料1と2のようなものは、これは配布されてますでしょうか。
- 芦田委員長 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 そのときには資料作成ができておりませんでしたので、6月の小学校の保護者説明会より、この資料を用いて説明をしております。この資料については、ホームページ等でアップをしていきます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
南澤委員。
- 南澤委員 学校運営協議会の説明会にはどれくらいの、参加すべき人数というのはそもそも学校運営協議会の人数が決まっています、その中から何名か出られてるかと思うんですけども、どれくらいの参加率になってますでしょうか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
内藤課長。
- 内藤教育総務課長 各運営協議会での参加率については、申し訳ございません、具体的な人数は把握しておりませんが、規模は15人から20人程度の各運営協議会で委員のメンバーがおられます。多くのところ出席されていたと思いますけども、すみません、詳細な人数把握を今持ち合わせていません。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
山本委員。
- 山本(数)委員 同じく(4)番の学校運営協議会への説明の件なんですが、以前に去るいつの、始めた頃ですね、去年の3月だったですか、地域住民にはどういうふうに統合の目的なり統合のことを話をされるんですかという話をしたんですね。そして、そのときの答弁が、学校運営協議会へ説明しながらやっていくという話だったんです。その地域の住民の人へどういうふうに伝えていくのかという質問に対して、学校運営協議会には地域から代表の方も来ておられると。ですからそこで地域の方にも説明したことになるというような答弁だったというふうに思うんです。  
以前からちょっと気になっと思ったんですが、学校運営協議会というのは、統合を議論するための会じゃないんですね。御存じ、つくられたのは教育委員会なんで、その学校運営協議会へ中学校の統合の話をされるというのは、もって、その団体へ言われるということ自体が私はおかしいと思うんですけど。そこらはどうとらまえて、そこ言われてるんでしょうか。

- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。
- 柳川教育次長 学校運営協議会、例えば地域でいえば民生委員さんであるとかいろいろな方が出ておられますので、こういった非常にうちとして大きな事業でございますので、その進捗状況と報告するという意味で、知っていただいておりますという意味で、報告も随時、情報共有のためさせていただきますというところでございます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本(数)委員 ただ、地域の方に中学校の統合の経緯を知ってもらっただけだと、こういうことでよろしいですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。
- 柳川教育次長 経緯を知っていただくということでもないんですが、情報共有をしておきたいと、してほしいということで機会を捉えて説明をしているというところでございます。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。
- 山本(数)委員 結果ですね、地域での説明は理解を得られたんですかと言ったときに、この学校運営協議会でも説明して、そこでは異論がありませんでしたということの答弁がもしあったとしたら、この先、それは学校運営協議会のメンバーも統合に対する考え方を聞いてきたと、教育委員会のほうとすればですね。学校運営協議会の委員の人も、統合に関する意見が言えたと、こういう会になる思うんですね。  
それでは、この学校運営協議会の設置目的が違うんじゃないかというふうに思うんですけど、そこらは統合の話もできる協議会なんですか。それとも、学校の運営に関する協議だけをやる協議会なんですか。
- 芦田委員長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。
- 柳川教育次長 統合に関わっての説明を、住民に対しての説明を学校運営協議会だけで済ませようということではもちろんなく、先ほども説明しましたが、時期によって住民説明会を開くということでございますので、まずは状況を共有する、知っておいていただくという意味で、今回、運営協議会も出向いて説明をしますし、これは協議会にかかわらず、あらゆる例えば民生委員さんの会議であるとか、そういったところへも出て状況を説明しておりますので、その中の一つであるというふうに捉えていただきたいと思っております。  
以上です。
- 芦田委員長 答弁を終わります。  
山本委員。

○山本(数)委員 最後になんて確認しますが、ここまでなぜ問うんかいいましたら、私は小田東の地域振興会の会長しとるんですね。この統合委員会へ1名出してくれということがあったんです。統合委員会じゃない運営協議会へ、学校運営について意見を言わないいけないので、協議会で学校運営について意見を聞いたりするんで、1名ほど振興会から出してくださいという話があったんですよ。その人に聞いたら、統合の話をされると。私は、統合の意見を言うために出たんじゃないんだと。なぜ、あそこで私らのところで中学校等の話をされるんか分かんないと、こういう話なんです。

今言うた最後の確認は、ただ学校統合しようと思ってるんですよ、中学校をね。それで、あなたらは小学校の運営について話してくれてるんですが、一応知ってってくださいと、こういうような経過で流れてますよ。経緯の説明だけを教育委員会は、あの協議会はそれだけなんだと、意見を求める会じゃないんだということをはっきりしてもらいたいんですよ。

○芦田委員長 答弁を求めます。  
永井教育長。

○永井教育長 学校運営協議会で、学校統合のことだけを説明をしておるということではありません。先ほどありましたように、学校を運営することに関わる全般のことについても御意見をいただいたり協議をさせていただいてるということなんです。学校運営協議会は、その学区の全ての団体を網羅しているということではありませんが、かなり多くの団体を網羅をさせていただいて、委員として協力をいただいています。

したがって、学校運営に関わる大事な事案といえますか、そういうことですので、学校運営協議会でも説明をさせていただいてるということです。

今現在、軸足を置いているといえますか重点的に説明をさせていただいているのは、いわゆる当事者となり得る保護者の方あたりを中心にさせていただいてるということです。先ほど課長も申しましたが、今後、この後様々な御意見をいただく中で、いわゆる市民の方、地域住民の方に説明が必要だということになれば、当然そのことも今後の進捗状況を見ながら検討していくということで考えております。

○芦田委員長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○芦田委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、学校規模適正化推進事業の進捗状況についての報告を終了いたします。

ここで、説明員退席のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時40分 休憩

午後 0時42分 再開

~~~~~○~~~~~  
○芦田委員長 会議を再開します。  
ここで、12時55分まで休憩します。

~~~~~○~~~~~  
午後 0時42分 休憩
午後 0時55分 再開
~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、陳情・要望等の審査に入ります。  
会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書についての件を  
議題といたします。

陳情書の内容について、事務局より説明をいただきます。  
毛利事務局長。

○毛利事務局長 それでは、陳情、会計年度任用職員等の不安定雇用問題に対する緊急  
要望書について御説明をいたします。

2022年12月18日付で公務非正規女性全国ネットワーク団体名で提出さ  
れ、3月1日に開催した、第3回総務文教常任委員会において継続審査と  
なった事案でございます。

要旨といたしましては、市役所においては、保育士や司書、学芸員な  
ど専門的資格が要るものや事務員として働く人たちが、会計年度任用職  
員として働いている。継続性の中でこそ充実が図られる公務の仕事は、  
単年度任用でなく、働き手が安心して働き、暮らしていける職に位置す  
べきで、不安定雇用を法定化したことによって地域社会に不安定と不信  
感を広げている現在の制度を見直すため、次の行動をしてくださいとし  
て、3点掲げておられます。

3点を要約いたしますと、一つ目、一律の公募をやめ、希望者が安心  
して働くことができるような方策を取ってください。二つ目、常勤職員  
との処遇格差の是正に取り組んでください。三つ目、国に対してこのこ  
とを意見書として提出してくださいということでございます。なお、3  
月の委員会以降、国におきましては、4月26日、改正地方自治法が可決  
され、2024年度より期末手当に加え勤勉手当も支給できるよう改正され、  
処遇改善に取り組んでおります。

以上でございます。

○芦田委員長 説明を終わります。  
意見等ある方は発言をお願いいたします。  
田邊委員。

○田邊委員 要望事項の1なんですけれども、もう一律の公募ということですが、  
本市の会計年度任用職員の条例については、原則公募ではあるが市長の  
判断でそれに限らないというような部分があり、一律の公募ということ  
にはなっていないため、1についてはなく、不採択でもいいのかなと思

います。

そして、2番、3番については、国のほうでも処遇改善が進んでるとはいえ、それでも完全な状態とは言い難いとは思っていますので、今後とも取り組んでいただきたいという意味で、採択してもいいのかなと思いますので、2番と3番の一部採択というような方法がいいのではないかと思います。

○芦田委員長 ほかに発言はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 おおむね、今の田邊委員のところと一緒なんですけれども、添付しました資料請求の1ページ目に、執行部のほうに照会した調査事項あります。その(2)、同一労働、同一賃金の前提のもと、一般職と会計年度任用職員との職務の違いについて問い合わせたところ、回答として、一般職員と会計年度任用職員との間で担当する業務の基準を示した文書はないんですが、会計年度任用職員は主に決まった定型業務や一般職員の事務補助を担当していますということで、同じ労働ではないのかなというところが認識としてありますので、2番の同一労働同一賃金の原則に向けての一文は削除して、常勤職員との間にある処遇格差の是正を取り組んでくださいという形の要望事項を国に上げたらいかがかと思えます。

○芦田委員長 ほかに意見は、発言はありませんでしょうか。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 0時59分 休憩

午後 1時07分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開します。

先ほど協議した内容について山本委員、お願いします。

○山本(数)委員 この要望事項は、全国的にこういった実態があると。我が町も多分にこの傾向にあるんで採択して、1番、2番のを中心意見書をつけて国に要望したらというふうに思いますが。

以上です。

○芦田委員長 それでは、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書についての件を起立により採択いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数と認めます。

よって、本件は採択することに決しました。

日程を追加して、意見書の提出についてを議題といたします。

先ほど採択された陳情は、国へ意見書提出を要請する内容ですので、意見書を提出することといたします。

意見書の内容については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 提出者については、委員皆さんが賛成ですので、委員会として提出いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書についての審査を終わります。

次に、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2024年度政府予算への意見書提出に関する陳情の件を議題といたします。

陳情書の内容について事務局より説明をいたさせます。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 それでは、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2024年度政府予算への意見書提出に関する陳情の説明をさせていただきます。

本陳情要望は、広島県教職員組合山県・安芸高田支区委員長名で令和5年5月22日に提出され、同日付で受理させていただいております。

内容は、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校学級編制基準が段階的に35人に引き下げられたものの、小学校だけでなく、中学校、高等学校においても35人学級の実現が早期に必要で、さらなる少人数学級の実現も不可欠ということを訴えられております。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題に加え、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生しており、子供たちの豊かな学びの実現のため、教職員は教材研究や授業準備の時間を十分確保することが困難な状態にあり、豊かな学びや働き方改革を実現するためには、加配職員の増員、少数職種の配置増などの教職員定数改善も必要であると訴えられております。

部活動の地域移行、GIGAスクール構想の推進、ICT機器の活用など、時代に対応する教育環境の整備や物価高騰の影響など、国による財政支援、十分な予算確保の必要性も訴えられておられ、これらの観点から、来年度政府予算編成において4項目の要望が実現されますよう、地方自治法99条の規定に基づいて、国の関係機関への意見書の提出を陳情されています。

4項目の要望につきましては、中学校、高等学校での35人学級を早期に実現すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。二つ目といたしまして、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配職員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進す

ること。三つ目といたしまして、自治体で学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減を行わないこと。四つ目といたしまして、教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることとなっております。

この陳情の裏面に99条の意見書案がついております。内容につきましては、陳情の内容と同様なものとなっております。また、この陳情は、平成28年度以前から、表題名は若干異なりますけれども同様の陳情の提出がなされており、毎年採択され、意見書の提出が行われてきております。

以上で、陳情要望の説明を終わります。

○芦田委員長 説明を終わります。意見等ある方は発言をお願いいたします。

山本委員。

○山本(数)委員 結論から言いまして、採択すべきだというふうに思います。

安芸高田市の実態も、この課題が、この要望に沿うたような課題が随分ある。ですから採択をしたらいいと思います。

○芦田委員長 ほかに発言はありませんか。

〔発言なし〕

○芦田委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了します。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時15分 休憩

午後 1時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○芦田委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

それでは、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2024年度政府予算への意見書提出に関する陳情の件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○芦田委員長 起立多数と認めます。

よって、本件は採択することに決しました。

日程を追加して、意見書の提出についてを議題といたします。

先ほど採択された陳情は、国へ意見書提出を要請する内容ですので、意見書を提出することといたします。

意見書の内容については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長 提出者については、委員皆さんが賛成ですので、委員会として提出いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

- 芦田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
以上で、少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る2024年度政府予算への意見書提出に関する陳情の審査を終わります。  
続いて、その他の項に入ります。  
それでは、閉会中の継続調査事項について御協議願います。  
暫時休憩とします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時21分 休憩

午後 1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

- 芦田委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
皆さんから、閉会中の調査事項について御意見を伺いたいと思います。  
意見はありませんか。  
南澤委員。

- 南澤委員 本日の所管事務調査において、(1)都市計画マスタープラン 立地適正化計画、(2)地域公共交通計画、(4)歴史民俗博物館の管理費については、ある程度というか、聞きたいことというか調査したい内容はできたかというふうに思います。ただ、(3)学校規模適正化推進事業については、次の定例会、9月の定例会の前、8月下旬に住民説明会が行われるという説明でしたが、どのような規模、単位で行うかということについては明確な答弁ができてません。まだ決まっていないという答弁でした。この点について、継続してどのように行うのかということ进行调查していく必要があると思いますので、(3)番については継続調査、ほかのものについては調査を一旦終了するという形でいいかというふうに思います。

- 芦田委員長 それでは御意見いただきましたとおり、継続調査事項として、(3)学校規模適正化推進事業についてを定例会最終日に、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

- 芦田委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。  
よって、会議規則第109条の規定により、議長に、閉会中の継続調査を行う旨の申出を行います。  
その他、皆さんから何かございませんか。

〔意見なし〕

- 芦田委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。  
なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言をお願いします。

〔意見なし〕

○芦田委員長　それでは委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○芦田委員長　異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。  
これをもって、第6回総務文教常任委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 1時32分 閉会